

地域包括支援センターが社会福祉協議会に移転 変わるもの・変わらないもの

前管理者にインタビュー



地域包括支援センター前管理者
やまじ まき
山路 真紀さん
(社会福祉法人 清風会)

介護をしている家族などの相談も受け、支援してきました。なかには介護サービスを受けていても悩んでいる人もいます。このような場合は家族から悩みを聞き、必要がある場合には、専門職につなげたり、愚痴を吐き出した人には認知症家族会など介護を行う者同士が集まれる場所を紹介したり、ケアマネージャーを紹介したりしてきました。このように私たちには相談に応じてさまざまな対応が求められます。

地域包括支援センターは、平成6年から「在宅介護支援センター」という名称で始まりました。当時は相談を受けて他の機関につなぐだけでしたが、「地域包括支援センター」

に変わって、相談者の窓口となり、より専門性を強化し、なるべく一つの窓口で対応できるようにしました。

主に電話などで高齢者(65歳以上)

に対する悩みなど、さまざまな相談を受け付け、その中でも、専門的な相談に対応するため、専門職が専門性を活かしてチームで相談を受け、連携して課題を解決することに努めてきました。出来る限り介護予防も図る必要があるので、介護予防の意識を高めてもらうための教室なども開催してきました。

また、介護が必要な人の他にも、

以前、「高額な健康食品を購入してしまつた。怒られるから家族にも言えない」という相談を受けました。私は県の消費生活センターに指示を受けながら自宅に何度も通い支援をしました。ローンも無理やり組まされていたのですが、無事に解約できた時、本人の安心された顔を見て、私も「本当に良かった」と安心することができました。このようなケー

スは現在、役場に相談窓口がありますが、ただつなぐだけでなく後々のフォローも地域包括支援センターの役割だと思います。

相談は介護を利用する高齢者が多く、なかには、本人からではなく、周りの人、家族や近所からの相談が寄せられることもありました。これは、小さい町だからその強みだと思います。これまで私たちだけでは、目の行き届かないところがありました。社会福祉協議会に移転することで、町の強みがさらに活かされ、より多くの問題の発見・解決につながると思います。

これから、清風会は地域包括支援センターという役割は終えますが、今後も地域福祉に貢献するため、これまでの経験と知識を生かして相談があればできる限り協力していきたいと思っています。

新管理者にインタビュー



地域包括支援センター新管理者
しばはら こうすけ
芝原 浩輔さん
(社会福祉協議会)

平成27年度から地域包括支援センターが社会福祉協議会(社協)に移転するにあたって専門の職員を3人配置する予定です。移転してからは、今までの地域包括支援センターがしてきたことにプラスして社協の強みを生かした取り組みを行いたいと思っています。社協は地域福祉に根ざした組織なので、よりネットワークを強化して早期に対応が出来ると考えています。

公共性が高まり、役場との連携も取りやすくなります。これまでも「福祉スポーツ大会」や「いつてみゆう会」など地域福祉に取り組んでいますので、民生委員会や老人会、婦人会などの地域団体とのかわりがすごく深くなっています。そのネットワークを活かして、より多くの問題をいち早く解決していくことが求められていると思います。職員だけでは、困っている人の発見に限界があります。地域との繋がりを持つことで地域のリーダーと連携して地域全体の情報をより多く入手し、出来るだけ多くの相談に対応出来るように努めます。

また介護保険法の改正により認知症対策は、より一層進めていかなければならない問題となっています。それと併せて在宅医療、訪問看護、訪問介護などを行う介護保険事業所との連携の推進も意識して進めていきたいと考えています。

今後、地域包括支援センターは町の保健師が行っている訪問指導の強化版としての役割を担う必要があると考えます。また、医療と福祉の専門性が求められますので社協は地域との繋がりという強みを生かして相談に乗ってきたいと考えています。これまでの地域包括支援センターがやってきたことと同様に誰でも気軽に相談していただける生活支援の中心となる機関として地域住民に信頼されるよう精一杯頑張っていきます。

■問い合わせ

地域包括支援センター

TEL 869-5604

津奈木町大字小津奈木2123

TEL 78-5333

メール (tsunagi@tsinet.or.jp)

地域包括支援センターの愛称を募集します!

地域包括支援センターが町民皆さまの身近な相談窓口となりますように親しみやすくわかりやすい愛称を募集します。選ばれた作品は後日表彰します。

■募集期間

4月1日(水)～4月30日(木)

※郵送の場合は消印有効。FAX、電子メール、持参の場合は30日の午後5時15分まで有効

■応募方法

社協備え付けの応募用紙または自身で用意した紙やハガキに(氏名)フリガナ・年齢・郵便番号・住所・電話番号・勤務先または学校名を記入のうえ、社会福祉協議会まで持参または郵送、FAXで申し込んでください。※応募は1人何点でも可能ですが応募用紙1枚につき1点とします。

■応募資格

町内に居住している人、町内に通勤している人

■応募・問い合わせ

上記までお問い合わせください